

事業主・担当者の皆さまへ

健診結果で「要治療」「要精密検査」と判定された方への受診のお声がけ、医療機関受診への配慮をお願いします

従業員の皆さまの中に、健診の結果「要治療」または「要精密検査」と判定された方はいませんか。このような判定を受けた方は生活習慣病のリスクがあり、これらを放置すると命に関わる様々な病気の発症リスクが高まります。



生活習慣病を放置するとどうなる？

高血圧、高血糖、脂質異常などの生活習慣病は自覚症状がないまま進行し、治療せずに放置をすると、以下のような命に関わる様々な病気の発症リスクが高まります。

例えば「高血圧」を放置すると・・・



例えば「高血糖」を放置すると・・・



事業主・担当者の皆さまへのお願い

健診結果による健康管理は、長く元気に働き続けるうえで非常に重要です。従業員の皆さまの健診結果を確認し、医療機関の受診が必要な従業員の皆さまには、事業主・担当者の皆さまから早めの受診を勧めていただくようお願いします。

STEP 1 従業員の皆さまの健診結果を確認し、健康状態を確認する。

STEP 2 健診結果にて「要治療」または「要精密検査」と判定された従業員の皆さまに医療機関を早めに受診されるようお声がけください。

POINT!

受診しやすいよう、勤務時間中の受診や業務調整にご配慮をお願いします。

STEP 3 従業員の皆さまに受診されたかどうかの確認を行う。



協会けんぽから被保険者の皆さまへ 医療機関の受診を呼びかけています

協会けんぽでは、健診の結果、以下の項目において医療機関の受診が必要な方のご自宅にご案内を送付しています。届いた方は速やかにご受診ください。

▶対象項目：高血圧、高血糖、脂質異常、肺がん等



協会けんぽの申請に電子申請サービスを利用しませんか



令和8年1月から3月までに、
電子申請サービスにて
約6万6千件の申請をいただきました

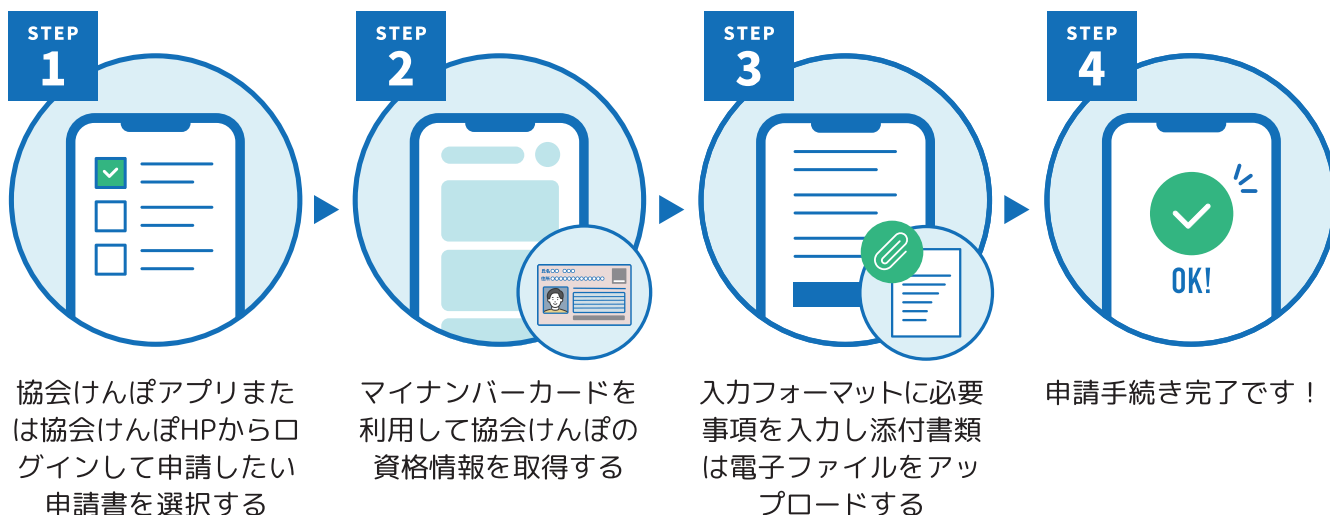
協会けんぽでは、令和8年1月から電子申請サービスを開始しました。3月までの間で加入者の皆さまから約5万件（山口支部：約400件）、社会保険労務士の皆さまから約1万6千件（山口支部：約160件）の電子申請をいただき、多くの方にご利用いただいています。

電子申請でよく利用されている申請書
(R8.1~R8.3)

申請書名	申請件数
1位 傷病手当金支給申請書	約23,000件
2位 高額療養費支給申請書	約12,000件
3位 任意継続資格取得申出書	約9,000件

申請方法はカンタン！

申請方法は以下の4ステップで利用できます。ステップ2でマイナンバーカード、ステップ3で添付書類のアップロードが必要となりますので、事前にご用意ください。

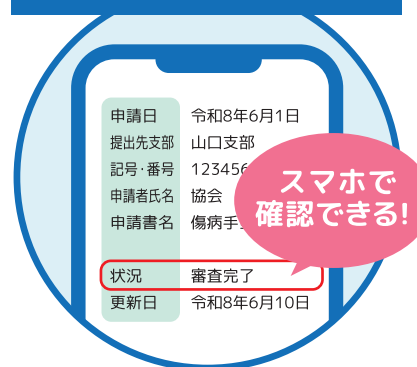


電子申請のメリット

電子申請には以下のようなメリットがあります。

- 01 印刷や郵送にかかっていた手間や費用を削減できる
- 02 制度の詳細等を画面上で確認しながら申請できる
- 03 システムチェックにより記載漏れ等を防ぐことができる
- 04 スマホ等から申請後の審査状況を確認できる

審査状況の確認画面（イメージ）



電子申請ができる申請書

任意継続や健康保険の給付に関する手続きなど、ほぼすべての申請書が申請可能です。

電子申請の詳細はこちら▶
(協会けんぽHP)

